

III. 企業支援に関する行政サービスとこれらのサービスに対する企

業の評価

1. 企業誘致施策（企業立地環境整備施策）及び海外進出支援策

オランダは、基本的には外国企業も自国企業と対等に扱う制度となっている。また、外資を対象とした規制もあまりなく、外国企業に適用される規制は、業種に関する規制として、公益事業と鉱山業は政府の免許が必要であり、資本金に関する規制として、非公開有限責任会社（B.V.）の払込資本の法定最低額が 18,000 ユーロ、公開有限責任会社（N.V.）の払込資本の法定最低額が 45,000 ユーロと定められている程度である。

以下では、国内及び国外の企業に対して提供される主な行政サービスを整理する。これらの行政サービスは、経済省等の関連省庁の他、企業に対する行政サービスの提供を担う政策執行機関である経済省所管の RVO（Rijksdienst voor Ondernemend Nederland、英語名称 NEA：Netherlands Enterprise Agency）によって提供される場合も多い。同庁は、NL Agency と Dienst Regelingen の統合により、2014 年に創設された機関であり、所管は経済省であるが、それ以外にも外務省や社会雇用省等、様々な省庁からの業務を請け負っている。

(1) 企業誘致施策（企業立地環境整備施策）

①税制措置⁵⁷

1) 個人所得を対象とした税制措置

a. 30%ルーリング

オランダ国内の労働市場では見出しがたい特殊な技能や知識を有する労働者の受入を支援するための制度であり、雇用主に対して、駐在者に支払う総額報酬の 30%までを個人所得税法上非課税手当として支給すること認める。これは、国外からオランダへの赴任に伴って追加的に負担しなければならない経費を非課税で給付できるようにするという意味合いを持つ。

2012 年から同制度が改正されており、適用期間が最長 10 年から 8 年に短縮され、150km 圏内の居住者及びオランダ人で海外勤務が 25 年以内の者は対象外とされた。また、以下に示す通り、適用要件が明確化されている。

<主な適用要件>

- 雇用主は、当該赴任者が、オランダ労働市場では見つけられない、もしくは見つけにくい、特殊な技能や知識を有することを立証できること
- 当該赴任者が、オランダ国外から採用されていること
- 雇用主がオランダの賃金税源徴収義務者であること（雇用主が非居住法人で、オラン

⁵⁷ 一部の租税措置については、本報告書 II.1. (2) の内容と重複している。

ダ国内に課税対象拠点を置かない場合であっても、オランダ国内で勤務する従業員を1人以上雇用し、オランダで給与支払簿を管理し、かつ税務官に賃金源泉徴収義務者として届けていれば対象となる)

- 当該赴任者が、以下の最低課税賃金水準を満たしていること（従来は学歴や経験、特殊技能等が基準として用いられていたが、一定の給与額を受ける従業員は、特殊な専門性を有していると考えから、賃金水準が設定された。科学者・研究者には別途基準が設定されている）

図表 III-1 区分別の最低賃金水準

区分	最低賃金水準
一般	35,000 ユーロ（30%非課税手当を含めた場合 50,000 ユーロ）
30歳未満の修士及び博士	26,605 ユーロ（30%非課税手当を含めた場合 38,007 ユーロ）
科学者、研究者	所得要件なし※別途基準を設定

b. ET コスト (Extra-territorial Cost)

外国人駐在者が上記の 30%ルーリングの適用対象とならない場合であっても、オランダへの赴任に伴い追加的に発生する経費を非課税で雇用主が当該駐在者に支給することを認めるものである。税務当局では、生活費手当（オランダでの生活により発生する費用のための現金手当）、二重住居費、追加住居費、一時帰国費用、外国語学習費用等を ET コストとして認めている。

2) 法人所得を対象とした税制措置

a. 事前税務裁定 (Advanced Tax Ruling : ATR) 及び事前価格合意 (Advanced Price Arrangement : APA)

事前税務裁定 (ATR) 及び事前価格合意 (APA) は、企業が確実な税務状況を事前に把握できるようにするための制度である。

事前税務裁定は、国際企業グループの組織や関係会社間取引に関する税法の適用について、事前にオランダ税務当局と協議し、合意を得られるようにするものである。確認する税務事項としては、資本参加免税、ハイブリッドローン、PE (恒久的施設) リスク等があげられる。

事前価格合意は、オランダ居住のグループ会社が、グループの国外会社から受領したあるいは供給した、サービスまたは物品の価格 (移転価格) について、その税務上の妥当性を、事前にオランダ税務当局と合意するものである。

b. 資本参加免除制度

外国企業もオランダ居住法人とみなされる場合は、世界全体からの所得に対してオランダ

ダの法人課税が課される制度となっている。こうした二重課税を回避するための措置として、資本参加免除制度が設けられている。一定の要件を満たせば、持ち株会社に発生する受取配当金に対する法人税を免除できるようにするものである。

c. 研究開発税制

WBSO（研究開発活動促進のための給与所得税に対する減税措置）プログラムによる技術的・科学的研究、新技術を用いた製品または生産プロセスの開発、新技術を用いたソフトウェアの開発などについては、税額が控除される。

具体的には、賃金税および社会保険料が控除される。2014 年の場合、原則として、1 暦年当たりの研究開発要員に対する賃金源泉徴収税企業納付総額のうち、最初の 200,000 ユーロまでは 38%、それを超える部分は 14%が控除される。また各年度における最大控除額は、1 企業あたり 14 百万ユーロである。ただし、新規事業、いわゆる「テクノ・スターター」のための研究開発については、1 年あたり賃金源泉徴収税企業納付総額のうち、最初の 200,000 ユーロまでは 50%が控除され、それ以上の部分は 14%の控除、最大控除額として 1 企業あたり 14 百万ユーロまで認められている。

なおオランダの研究開発税制の特徴として、その対象を製造業のみだけでなく、サービスをベースとしたソフトウェア開発にも拡張している⁵⁸。

d. 環境対策関連投資のための税控除（MIA,Vamil）⁵⁹

環境対策関連の投資を促進するための税控除措置であり、オランダで所得税及び法人税を支払う企業が対象となる。また「環境リスト⁶⁰」に記載のある環境関連投資が、当該税額控除措置の対象となる。

環境配慮型の資産に関する減税措置（MIA）は、環境に配慮した設備装置に投資する企業家に対する税務上の控除措置である。年間投資費用（購入、生産コスト）の 36%までを、当該の設備投資を調達した 1 暦年の利益から控除する。

環境配慮型の資産に関する任意償却措置（Vamil）は、適格な当該投資コストの償却について、その時期を決める自由裁量を企業に認めるものである。

e. 持続可能エネルギー関連の税額控除（エネルギー投資手当 EIA）

省エネルギー装置・設備に投資する企業、持続可能エネルギーを活用する企業が、当該物品の購入に関する費用の 41.5%を、課税対象利益から控除できる制度である。1 年あたり 2,300 ユーロ以上の投資が同措置の対象となる（同額は複数の投資の合算値であるが、1 件当たりの投資額が 450 ユーロを超えていることが条件となる）。また、1 年あたり、1

⁵⁸ OECD (2012) Science, Technology and Industry Outlook 2012

⁵⁹ Ministry of Infrastructure and the Environment MIA/Vami Tax relief schemes for environmentally friendly investment(<http://www.rvo.nl/sites/default/files/bijlagen/English%20.pdf>)

⁶⁰環境リストでは、環境へのダメージを低減する投資や資本的資産について 380 項目を掲載している。

億 1,800 万ユーロを超える投資は、対象外となる。

<主な EIA の適用条件>

- 当該企業が、環境許可または建築許可を有すること
- EIA プログラムに適格となる装置・設備は、エネルギーリストに掲載されているものであること
- 当該物品の購入に関するエネルギー関連アドバイスも、その資産の作動に必要な追加コスト同様、控除額に含むことができる
- 当該の設備・装置に関連して得た投資交付金は、取得コスト・生産コストから控除しなければならない。ただし、助成金はその限りではない

②補助金・助成金

1) 地方投資助成金制度 (IPR)

オランダ国内の経済基盤が脆弱な「開発促進指定地域」(オランダ北部：フリースラント州、フローニンゲン州、ドレンテ州)への直接投資及び進出に対して助成金が提供される。全投資額 450 万ユーロ以下の投資が対象であり、助成金の額は投資額の 10 %から 20%と範囲が規定されており、直接投資及び進出の地域及び規模によって決定される。

なお 450 万ユーロ以上の投資を対象としたオランダ北部と南リンブルフ地域への直接投資に対する地方投資助成金制度 (BSRI) は、2010 年 1 月に廃止された⁶¹。

2) 雇用助成制度

特定地域や失業者への雇用を創出するため、職業訓練や賃金に対して各地方自治体より助成金が提供されている。なお、雇用による税や社会保障料金の減免については、以降「2. 職業訓練・従業員教育に関する施策」に記載している。

③情報提供やコンサルティング等のサービス

企業誘致にあたっては、オランダ経済省企業誘致局 (Netherlands Foreign Investment Agency : NFIA) がワンストップの窓口として、情報提供やコンサルティング等のサービスを提供している。NFIA は RVO の機関であり、その拠点は、国内ではデン・ハーグにあり、国外では、英国、米国、日本、中国、台湾、韓国等にある。具体的なサービスの内容としては、各種情報の提供、用地選定や許認可手続き、人材確保等の支援、優遇税制等のガイダンス等がある。こうしたサービスは、企業のオランダ進出の企画や設立の段階のみならず、事業開始後も継続的に提供されている。

また、5 つの地域圏ごとにも、企業支援策・優遇策を担う機関が設立されており、具体的な候補地域が確定した段階から、これらの機関、地方政府、NFIA が連携して、企業に

⁶¹ 資料：日本貿易振興機構「オランダ進出に関する基本的なオランダの制度」
(http://www.jetro.go.jp/world/europe/nl/invest_03/?print=1)

対する支援を行う。北部については、北部オランダ公社（NOM）、アムステルダム市周辺については、Amsterdam in Business、デンハーグやライデン周辺については、西ホラント海外投資局（WFIA）、ブラバント州周辺については、ブラバント開発局（BOM）、リンブルフ州周辺については、リンブルフ開発・投資公社（LIOF）がそれぞれ設置されている。これらの5つ地域圏のどこを候補地とするかについては、NFIAが企業の要望を踏まえて選定することになっている。

なお、NFIA及び各地域の機関では、制度化されている様々な優遇措置の活用を支援するのみならず、企業側の要望を受け、経済省や地方政府等と調整して、それらの要望に応える役割も担っている。例えば、誘致した企業が熟練の溶接工を採用したいというニーズを持っていた際、地方政府等と調整して、職業訓練学校の授業内容をその企業のニーズに合うようにカスタマイズしたことがある。

図表 III-2 NFIAの拠点



資料：NFIA ウェブサイト（http://www.nfia.nl/nfia_worldwide.html）

（2）海外進出支援策

①オランダ企業庁（RVO）による支援策

オランダ企業庁（RVO）は、海外市場におけるオランダ企業の国際的プレゼンスの促進、新興市場における民間セクター開発の支援におけるオランダ政府の役割の中心機関である⁶²。あらゆる市場における新たな機会を追求するにあたって重要な情報とサービスをオランダ企業に提供している。また、新興市場における持続可能な民間セクターの開発に貢献する活動に対して財務サポートを提供している。以降において、外務省からの委託等によりRVOが提供している支援プログラムの例を紹介する。

⁶² 資料：RVO ウェブサイト「hollandtrade.com」（<http://www.hollandtrade.com/organization/about.asp>）、RVO ウェブサイト（<http://english.rvo.nl/home/about-rvonl>）

RIVO は、国際金融機関、EU、大使館、商工会、ローカルビジネス支援室、貿易代表組織、貿易・産業を含むオランダと国際機関のネットワークから情報を取得しており、こうした組織ネットワークの拡大により、政府機関や企業は、海外市場、政府、貿易・産業に関する情報について、RVO に依存するようになってきている。また幅広い知見により、顧客や依頼人のニーズにそった商品・サービスを提供することが可能である。

1) Public-Private Cooperation

Public-Private Partnership facility (PPP) は、外務省のプログラムであり、新興市場における水及び食料の安全、水の安心、民間セクターの開発を改善させることを目的としている。具体的な支援プログラムとしては、以下がある。これらは、政府、民間セクター、ナレッジ機関・NGO の PPP を通じて、新興市場を支援するものであり、外務省から委託されている。

図表 III-3 プロジェクトの例

The Sustainable Water Fund (FDW)	水資源の安心・安全に関するプロジェクトに融資することを目的とした PPP 支援制度である。プロジェクトは、貧困を削減し、持続可能な経済成長及び自立を支援するものでなければならない。またこの支援制度は、外務省と開発公社 (Development Cooperation) によって提供されている。2014 年 6 月 30 日応募が締め切られている。51 のプログラムが採択されており、助成の総額は約 130 百万ユーロに及ぶ。
The Food Security and Private sector Development (FDOV)	発展途上国における食料安全保障及び民間セクター開発に関する PPP を促進するための制度である。少なくとも 1 つの企業と NGO もしくはナレッジ機関を含むパートナーシップを結ぶパブリック機関、ビジネス、NGO、ナレッジ機関に対して、同制度が開かれている。なおパートナーシップには、現地の民間機関を含んでいることが望ましい。パートナーシップのいずれかの者が申請者となる必要があり、オランダの機関もしくは国外の機関のどちらが担ってもよい。2014 年 6 月 24 日から募集を開始しており、同年 12 月 1 日に締め切られる。また予算については、40 百万ユーロになる予定である。
Ghana WASH Window	ガーナにおける水資源、公衆衛生、衛生もしくは都市の水管理に関する PPP を支援する制度であり、助成金を提供する。2014 年 1 月 27 日に第 2 次公募が開始され、同年 4 月 28 日に締め切られた。これまでで合計 10 百万ユーロが割当てられている。第 3 次公募が 2014 年 10 月に開始される予定である。
Life Sciences & Health for Development (LS&H4D)	発展途上国においては、多くの人が病気や健康問題に対する解決策を提供する医療技術にアクセスできていない。オランダは、ライフサイエンス分野において先進的であり、トップセクターの 1 つと位置付け、特別な政府投資等を行っている。当補助金は、ライフサイエンス・健康について、革新的なソリューションを開発・実行するオランダと発展途上国の PPP を支援するものである。2014 年の利用可能な予算は、2.7 百万ユーロである。

資料：RVO ウェブサイト (<http://english.rvo.nl/topics/international/public-private-cooperation>)

2) Private Sector Development

ROV では発展途上及び新興市場における継続可能な経済成長を支援するための多様なプログラムを提供している。これらのプログラムは、social and economic sectors における革新

的な投資プロジェクト、技術・知識・スキルの移転にフォーカスしている。これらは、ビジネス間の連携、ビジネスとトレーニング・ナレッジ機関の連携、政府機関を通じて達成されている。ローカル及び国内の民間企業は、経済成長と貧困削減において役割を果たすことを奨励されている。

具体的なプログラムとしては以下があり、外務省のために RVO が実行している。

図表 III-4 プロジェクトの例

Private Sector Investment programme (PSI)	新興市場における、現地ビジネスと連携したオランダ（もしくは国外）の企業投資ビジネス投資を支援するためにデザインされたプログラムである。現地の民間セクターの強化という究極の目的とともに、商業セクターでの革新的なパイロットプロジェクトを刺激するものである。
Facility for Infrastructure Developments (ORIO)	途上国における公共インフラの開発・実施・運営・維持に貢献することを意図した補助金制度である。
Matchmaking Facility (MMF)	ビジネス上の関係を築き上げるために、オランダ企業とのつながりを構築するために新興市場における民間ビジネスを支援するプログラムである。

資料： RVO ウェブサイト (<http://english.rvo.nl/topics/international/private-sector-development>)

3) Funds under management

ROV では、いくつかのファンドを運営している（ただし最近では申請を締め切っている）。インドネシア向けのものと同ベトナム向けのもの2つがある。

図表 III-5 プロジェクトの例

Indonesia Facility	持続可能な開発に貢献するため、オランダとインドネシアのナレッジ機関、組織、企業間の知識共有を促進することを目的とした制度である。
Vietnam Facility	知識の交換、ベトナムにおけるキャパシティの構築、訓練教育プログラムの強化を通じて、オランダとベトナムの2国間の関係を強化することを目的とした制度である。

資料： RVO ウェブサイト (<http://english.rvo.nl/topics/international/funds-under-management>)

4) Daey Ouwens Fund

後発国に再生可能で雇用創出効果のあるエネルギー供給に関する小規模プロジェクトを促進することで後発国の人々にエネルギーへのアクセスを提供することを目的とした制度である。

2011年1月18日に第3次の申請を締め切っており、第3次には総額8.5百万ユーロの補助が提供された。また第3次では、マリ、モザンビーク、ルワンダ、セナガル、タンザニア、ウガンダの6カ国にフォーカスされていた。

②NBSO 等による支援策

またRVOでは、オランダ企業の海外進出支援を実施する機関として、オランダ企業にビジネス機会を提供する国外8カ国に18箇所のNBSO（Netherlands Business Support

Office)⁶³を設置している。NBSOは大使館や領事館がない地域に設置されており、大使館や領事館がある場合には、それらの経済部局がこうした役割を担っている。NBSO等のネットワークが海外に関心のあるオランダ企業を支援している。NBSOは、優れた地域ネットワークを有しており、適切な情報を即座に提供することが可能であり、さらに当該国政府と良好な関係を築いている。

図表 III-6 NBSO の設置場所

国	拠点
中国	大連、済南、南京、青島、武漢、成都
ドイツ	フランクフルト、ハンブルグ、シュトゥット
フランス	リール、リヨン
インド	アーメダバード、チェンナイ、ハイデラバード
スペイン	バルセロナ
トルコ	イズミル
英国	マンチェスター
米国	ヒューストン

資料：RVO ウェブサイト

(<http://www.rvo.nl/onderwerpen/tools/netwerkpartners-zoeken/internationale-zakenpartners/buitenlandnetwerk/nbsos>)

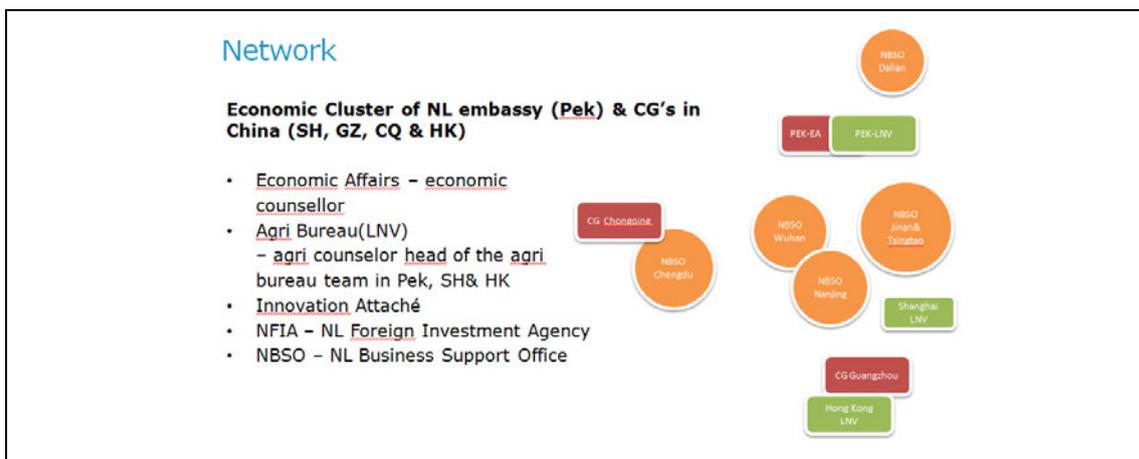
例えば米国ヒューストンに設置されているNBSO⁶⁴では、以下のような支援を提供すると説明されている。米国市場におけるプレゼンスの確立・拡大に関心のあるオランダ企業に対して、適切な米国のパートナーを特定・追及するためのリエゾンとして機能する。さらに、知的財産権等の重要なビジネスの法的問題に関する情報を提供し、最新の米国のビジネス動向やモデルに常に適合している。広範囲なローカルネットワークを通じて、弁護士、会計士、販売・事業開発機関、ベンチャーキャピタルやエンジェル投資家等の専門的サービスへのアクセスを提供する。

また中国を例にとれば、以下のような形で大使館・領事館、NFIA、NBSO 等の機関がネットワークを組み、企業に対する支援を提供している。

⁶³ 資料：<http://www.rvo.nl/sites/default/files/Roger%20Kleinenberg.pdf>

⁶⁴ Netherlands Business Support Office Texas ウェブサイト (<http://www.nbso-texas.com/about-us.aspx>)

図表 III-7 中国における経済クラスター

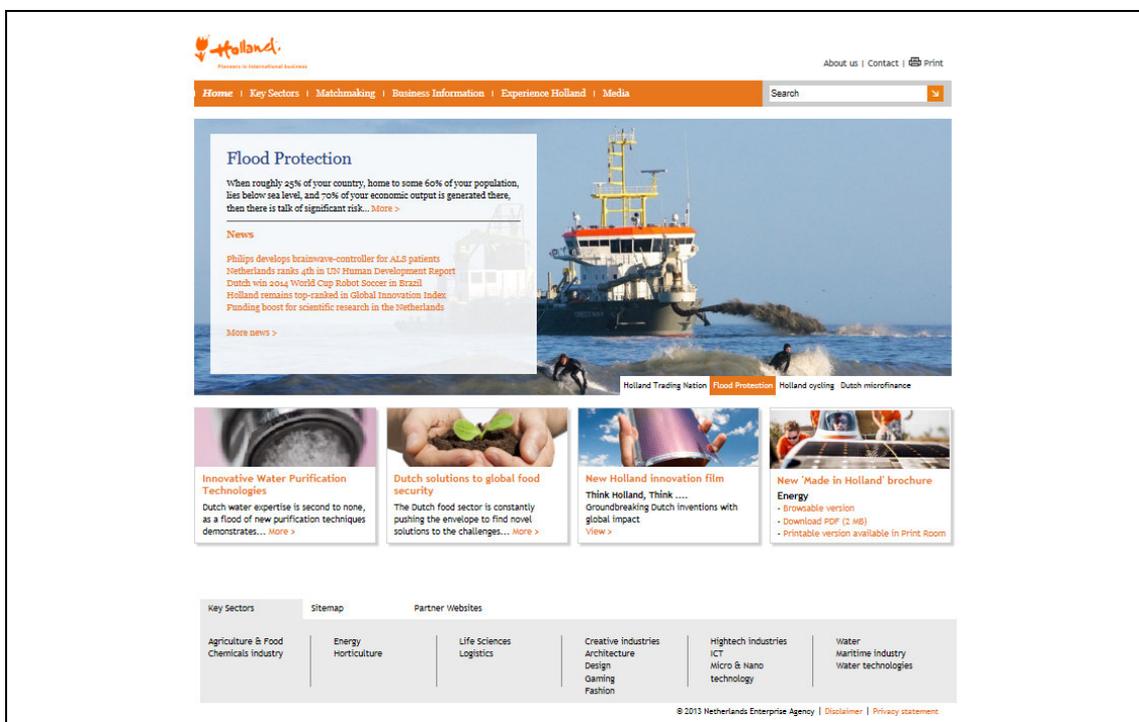


資料 : RVO 資料 (www.rvo.nl/sites/default/files/2014/05/PPT-LNV-RW%20v2.pptx)

③ポータルサイト (hollandtrade.com) ⁶⁵

RVO では、グローバルな課題に対するオランダの革新的かつ持続可能な解決策に関する情報を提供するウェブサイト (hollandtrae.com) を運営している。同ウェブサイトは、国際的なパートナー、オランダ企業、知識機関や非営利団体間の貿易と協力を促進することを目的としている。

図表 III-8 ウェブサイトのイメージ



資料 : hollandtrade.com (<http://www.hollandtrade.com/index.asp>)

⁶⁵ <http://www.hollandtrade.com/organization/about.asp>

毎年 RVO は、約 60 の主要な国際プロモーション・イベントを開催している。例えば、貿易ショーへの参加や、国内外の貿易使節団の組成等があげられる。これらの使節団の中心的要素は、マッチメイキングである。このプロセスを通じて、オランダ企業は他のヨーロッパ諸国やその他の国々に紹介される。またこうした活動は、オランダ貿易産業協会（Dutch trade and industry associations）との共同で組成され、一般的には特定の経済セクターにフォーカスされる。